

サージカルマスクの配布について

第9・10弾 70歳以上及び生活保護費受給者が対象

新冠町では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び季節性インフルエンザの感染予防として、70歳以上（3月末時点）の高齢者及び生活保護費を受給されている方を対象に2月分・3月分として、1ヵ月当たり10枚、合わせて20枚のサージカルマスクを配布することといたしました。

マスクは世帯主様宛てに対象世帯員分を同封し郵送しております。

ワクチン接種も順次開始される予定ではありますが、今後も新型コロナウイルスへの感染拡大防止を意識した生活への取組みにご協力をお願いいたします。

お問合せ先 新冠町役場保健福祉課
電話 0146-47-2113

今回送付したマスクの使用法

〈使用方法〉
「エリエール」マークがマスク本体の左下になる面を外側にして、着用してください。形状：プリーツタイプ（使いきりタイプ）

キリトリ線

エリエール

- ① 耳掛け部分のはみ出し部を持ち、キリトリ線を切り離します。口に接する部分に触れることなく衛生的に着用できます。
- ② 「エリエール」マークが正しく読める面を外側にしてマスクを口に当ててください。
- ③ マスクを片手で押さえ、耳掛け部分を耳に掛けます。反対側も同様にします。
- ④ マスク上部のノーズフィッターを鼻の形に合わせて曲げてください。プリーツの折り目を縦に伸ばしてマスクを広げます。

PCR検査費用補助制度

新冠町では以下の要件で、PCR検査費用を補助します。
皆さんが少しでも安心して生活できるよう、健康状態に不安を感じ検査をされた方は是非この制度をご活用ください。

対象者

新冠町に住民票がある方が対象です。任意で行ったPCR検査費用のみが対象です。

※陰性証明書の発行料金等は対象外です。

補助金の額

検査に要した費用の額に3分の2を乗じて得た額。その額が2万円を超える場合は2万円。

申請方法

新冠町ホームページ内にある申請様式により新冠町役場保健福祉課へ申請。

(役場保健福祉課窓口にも申請書はあります)

申請に必要なもの

PCR検査領収書又は支払証拠書類

振込口座通帳(補助金受取用)

新型コロナウイルス感染症拡大防止

拭き掃除等に
使用できる

有効塩素濃度 200ppm

無料で

次亜塩素酸水 配布しています

新冠町では、新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的に、日々の拭き掃除等に使用できる消毒用の次亜塩素酸水を無料で配布しています。

- 配布場所 : 新冠町役場 保健福祉課窓口
(マスク着用・検温・手指消毒にご協力願います。)
- 配布 : 希望者に配布いたします
- 配布時間 : 役場窓口開設時間中何時でも配布いたします
(土日祝日は除きます) 8時30分から17時15分まで
- 配布対象 : 新冠町民、町内に事業所を開設する者
- 1回の配布上限 : 個人1ℓ・事業者2ℓ
500mlのペットボトル等の容器をご持参ください

お問合せ先 新冠町役場保健福祉課 直通 47-2113